

柏崎市 事業継続支援補助金

1事業者1回限り

50・**100**
万円 万円

補助対象者 以下の①～④全てに該当する方

1 市内の中小企業者（従業員数21人以上）であること

※ 中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号及び第5号に規定する中小企業者（業種は問いません）

2 右表の取組のいずれかを実施

3 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が、前年同月比で30%以上減少していること

4 納期限の到来した市税を完納していること

※ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、徴収等を猶予されている場合は、対象になります
※ 完納・徴収猶予いずれも難しい場合は、ご相談ください

次のいずれかの取組	2020年1月24日以降、全従業員の雇用の継続
	職場における新型コロナウイルス感染予防対策の取組
	市内事業者との取引等、地域経済循環の促進

(通常)

売上減少月	2020年3～12月のいずれかひと月
比較月	2019年同月

▲30%以上

(基準緩和)

売上減少月	2020年3～12月のいずれかひと月
比較月	次のいずれか ・売上減少月を含む、前3か月平均 ・2019年12月期 ・2019年10～12月の平均

▲30%以上

(基準緩和の対象者)

いずれかに該当する方

- 初回の確定申告期限が到来していない
- 業歴3か月以上1年1か月未満
- 前年以降の店舗増加等によって、前年同月との比較が困難

補助金額

従業員数

21人～50人

50万円

51人以上

100万円

※ 売上減少額が補助金額に満たない場合は、補助金が半額になります

申請期限

売上減少月の末日から **3か月以内**

(例) 売上減少月が4月の場合は、7月末日まで

申請方法

裏面のQ & Aもご覧ください。

様式データはこちら



(柏崎市ホームページ)

step1

申請準備

- ・ 上記①～④を確認
(「売上減少月」を決める)
- ・ 書類作成、準備

step2

書類提出

- ・ 添付書類は裏面をご覧ください
- ・ 感染防止のため、郵送で提出してください

市の審査完了後、

**7日以内に
口座振込**

問合せ先
申請先

TEL 0257-21-2326

E-mail monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp

〒945-8511 柏崎市中心部5-50

柏崎市ものづくり振興課



申請手続きに関すること

Q：申請に必要な書類は何ですか？

A：以下の表のとおり、様式1枚と添付書類①～⑤を提出してください。

	通常の基準の方	基準緩和の方① (2019年12月または10～12月平均と比較する場合)	基準緩和の方② (売上減少月を含む3か月平均と比較する場合)
様式	第1号様式(その1) 交付申請書兼実績報告書	第1号様式(その2) 交付申請書兼実績報告書	同左
添付①	売上減少月の事業収入額を記した帳簿等(写)	同左	売上減少月を含む、 前3月の事業収入額 を記した帳簿等(写)
添付②	売上減少月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え(写)	同左	
添付③	振込先口座が分かるもの(通帳の写し等)	同左	同左
添付④	店舗が複数ある場合は、柏崎市内の店舗の売上が分かるもの	同左	同左
添付⑤	－	基準緩和に該当することを証明する書類 (法人設立届出書など)	

※ 通常基準の方と基準緩和の方で、様式が異なります。(その1、その2)

※ 添付書類①・②・④について、**売上減の確認に用いる金額の欄に下線(色は任意)を引いてください。**

審査・補助金交付を速やかに進めるため、可能な範囲でご協力をお願いします。

(下線が引かれていないことにより、補助金を交付することができなくなるものではありません。)

Q：申請受付の開始はいつですか？

A：5月25日(月)から受付可能です。郵送での提出をお願いします。

Q：補助金はいつごろ振り込まれますか？

A：申請内容の審査完了後、7日以内に速やかに振り込みます。(審査期間は、書類不備の有無等で前後)

Q：PCを所有していないため、申請様式のダウンロードができません。

A：市ものづくり振興課にご連絡ください。(別途、様式を郵送します。)

売上の要件に関すること

Q：3月の売上げが前年比▲30%でしたが、申請期限である3か月以内(6月末)に申請できませんでした。どうしたら良いのでしょうか？

A：3月以外の月(4～12月のいずれか)を「売上減少月」として選択し、申請してください。

Q：3月や4月の売上減では該当になりませんでした。今後の売上げが心配です。いつ申請できますか？

A：売上げが減少した段階で、その月を「売上減少月」として選択し、申請することができます。

Q：まだ開業したばかりで、3か月間の平均売上げが出せません。補助を受けられないのでしょうか？

A：開業後3か月以上が経過してから平均売上額を計算し、条件を満たせば、その段階で申請可能です。

Q：感染者が市内で確認される前に生じた売上減ですが、問題ないのでしょうか？

A：問題ありません。(申請可能です。)

その他

Q：「従業員数21人以上」とありますが、非正規の従業員も含みますか？

A：雇用保険の一般被保険者が対象です。

Q：感染予防対策の取組とは？

A：テレワークや時差出勤による分散勤務、新たな休暇制度の新設、作業空間の見直し(水道設備やパーティションの設置等)等が考えられます。